

民事信託士の魅力

東京司法書士会 鄭 英模
(一般社団法人民事信託士協会理事)

1. 始めに

2015年3月6日(金)午後6時、東京都千代田区の「中央大学駿河台記念館281号室」は大変な熱気に包まれました。一般社団法人民事信託士協会(以下「民事信託士協会」という。)主催の「民事信託士誕生記念講演会」に全国各地から多数の受講者が集まったからです。

当初、この講演会は日司連ホールにて120名を定員として開催を予定していましたが、あまりにも受講希望者が殺到したため、急遽300名以上収容できる上記会場に変更の上開催いたしました。

2. 民事信託士とは

民事信託士とは、「信託業法の適用を受けない民事信託に関して、当事者の依頼により、民事信託に関する相談業務やスキーム構築の他、受益者保護や信託事務遂行上監督等の業務を行う者で、受益者代理人・信託監督人・信託事務受託者)としての業務を担う者」のことを言います。

これらの者を育成するため、私達有志は昨年民事信託士協会を創設し、民事信託士の名称登録(商標登録番号第5695875号)も済ませました。今年は、担い手となる民事信託士の育成を図るべく第1回目の検定試験を実施します。

3. 具体的な業務

ところで、民事信託士は、財産管理や財産承継・遺言書の作成や事業承継などの相談を受けた際、解決方法の一つとして民事信託を紹介する専門家です。

依頼人からの相談を受けた場合、民事信託に適した依頼と判断できれば信託をその解決案として提示します。

依頼人がその解決案を了承した場合、具体的な業務として

① 信託契約書の作成②不動産の所有権移転登記手続や会社定款変更等③信託監督人や受益者代理人等への就任④受託者から第三者委託を受けることや顧問等になること⑤受託者を法人とする場合の定款作成や法人設立登記等が考えられます。

4. 司法書士と民事信託士

司法書士は今世紀に入り大きく変貌を遂げた法律家です。従前の登記や供託業務のみならず2000年からは成年後見業務に深く関わるようになりました。

2003 年からは従前の本人訴訟業務から一步踏み出し、簡易裁判所での訴訟代理権を駆使した活動をするようになりました。そして、最近は規則第 31 条の財産管理業務に積極的に関わるようになってきております。

民事信託業務はこれらの業務の集大成ともいえるべきもので、成年後見業務や財産管理業務をこなしてきた司法書士にとっては大変馴染みやすい業務であるといえましょう。

異なるのは、今まで依頼人の要望を受ける際に対立当事者までを想定した二次元的な発想をしてきたのですが、民事信託では「委託者」・「受託者」・「受益者」という三次元的な発想が必要で、直接の依頼人である委託者の最善の利益を実現するような解答を導き出すのがその業務の特徴と言えます。

通常の一般人が依頼するような業務は、反復継続性のあるいわゆる商事業務以外に、家族やその周辺だけで解決できる非商事的な、つまり民事的な業務が大部分ではなかろうかと思われます。

そして、これら一般の人達が利用しやすい民事信託を解決策の一つとして提示・紹介できるのは、予防司法の専門家として前記の後見業務や財産管理業務に長けた司法書士にまさにぴったりの仕事では無かろうかと考えます。

勿論司法書士のみならず、弁護士も信託に関する一般的な知識を備えており、業法上も財産管理業務が認められております。

そこで、私達は法令によって財産管理業務を行うことができる司法書士・弁護士等を対象として、いち早く民事信託士協会を立ち上げました。唯残念なことに、司法書士・弁護士といえども具体的な信託の実務処理能力があるわけではありません。

5. 民事信託士元年

こうした状況に鑑み、民事信託士協会は民事信託の人材育成を目指してその担い手造りに乗り出したわけです。既に兄弟法人である一般社団法人民事信託推進センターで過去 4 年間に亘り毎年 8 回シリーズのセミナーを開催してきました。

ここで培ったノウハウを活かし、今年の 9 月には第 1 回目の検定試験を実施できる体制まで整えました。今年は検定による民事信託士第 1 期生を誕生させる予定です。

この第 1 期生が司法書士の未来を変えていく第 1 歩を踏み出すことを期待し、(公社)成年後見センターリーガル・サポートが司法書士会の後見業務部門として活躍しているのと同様、民事信託士協会が司法書士会の信託部門の担い手として成長していくことを願っております。今年が民事信託士元年となるよう読者諸氏のご協力とご支援をお願いする次第です。

(2015 年 3 月 6 日 記：てい えいも)